

知多市建設工事関係等入札者心得書

改正 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 この心得書は、工事又は製造の請負、設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託、物件の買入れその他の契約（以下「契約等」という。）の締結について、知多市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名等の取消し)

第2条 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者となった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 被補助人、被保佐人又は成年被後見人
- (2) 破産者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

2 入札参加者が前項各号のいずれかに該当する者となった場合は、特別の理由がある場合を除くほか、その者に対して行った入札参加者の指名若しくは一般競争入札の参加資格（以下「指名等」という。）を取消し、又は入札に参加させない。

第3条 入札参加者が次に該当する者となった場合は、その者に対して行った指名等を取消し、又は入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(7) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、本市発注の契約等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(8) 前各号の 1 に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 前項各号の 1 に該当する者について、当該事実があった後 2 年間、その者を入札に参加させないことがある。これに該当する者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用した場合も同様とする。

第 4 条 入札参加者の経営、資産、信用状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、その者に対して行った指名等を取消し、又は入札に参加させないことがある。

(入札保証金)

第 5 条 入札参加者は、その見積る契約金額（単価による入札にあっては、その見積る契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

(1) 入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 指名競争入札にあっては指名競争入札通知書（以下「指名通知書」という。）、一般競争入札にあっては入札の公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第 6 条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表右欄に定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債及び地方債	額面金額
政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の10分の8の金額
市長が確実と認める社債	
銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下本条において「銀行等」という。）に対する定期預金債券	当該債券証書に記載された債券金額
銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手	券面金額
銀行等の保証	保証する金額

（入札保証保険証券の提出）

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金等の納付方法）

第8条 入札保証金は、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 出納員は、入札保証金の納付があったときには、納付を証する書面を当該納入者に交付する。

3 前2項の規定は、入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合について準用する。

（入札の基本的事項）

第9条 入札参加者は、市から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を要求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、指名通知書にお

いて単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(公正な入札の確保)

第9条の2 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

(入札)

第10条 入札参加者は、入札書（第1号様式）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、あらかじめ指名通知書又は公告により示した日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければならない。

2 前項の入札は、代理人をして行わせることができる。この場合においては、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。ただし、あらかじめ期間を定めて委任状を提出してある場合は、この限りではない。

3 郵便による入札は認めない。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(入札の辞退)

第10条の2 指名等の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退し、又は入札に参加しないことができる。

2 指名等の通知を受けた者は、入札を辞退し、又は入札に参加しないときは、その旨を次の方法により申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（第2号様式）を契約事務担当職員に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第11条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることが

できない。

(入札の取りやめ等)

第12条 指名業者のうち1者を除く他のすべての者が入札を辞退した場合、入札の執行を取りやめる。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合は除く。

2 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

3 開札前において、天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(開札)

第13条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行う。

(入札の無効)

第14条 次に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金の納付又は入札保証金の納付に代わる担保の提供をしない者のした入札
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (6) 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札

- (11) 入札書の記載金額を訂正した場合において、訂正印（入札参加者の印又は委任状に押印してある代理人の私印）のない入札
- (12) 知多市契約規則（昭和45年知多市規則第19号。以下「規則」という。）第7条に規定する入札の公告に予定価格を記載した場合（以下「予定価格を事前公表した場合」という。）にあつては、予定価格の制限の範囲を超える価格の入札、工事費内訳書（設計・測量・建設コンサルタント等業務の委託にあつては、委託費内訳書）の提出のない入札又は工事費内訳書の工事価格（業務価格）を超える入札
- (13) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札（落札者）

第15条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 4 前3項の規定により落札者となった者が、契約を締結するまでの間に第2条第1項各号、第3条第1項各号又は第4条の規定に該当する者となった場合は、当該落札を取消し、契約の相手方としないことがある。この場合においては、当該

落札を取消された者のした入札は無効として取り扱い、他の入札者の中で前2項の規定に該当する者を落札者とすることができる。

(再度入札)

第16条 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。ただし、予定価格を事前公表した場合は、再度の入札をしないものとする。

2 初度の入札の際に、次に該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 第14条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 前条第2項の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 前条第3項の規定による最低制限価格未満の価格の入札

(再々度入札)

第16条の2 前条第1項の再度入札の結果、なお、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再々度の入札を行うことができる。

2 再度入札の際に、次に該当する入札をした者は再々度入札に参加することができない。

- (1) 第14条第1号から第7号までに該当する入札
- (2) 第15条第2項の規定により落札者とされなかった入札
- (3) 第15条第3項の規定による最低制限価格未満の価格の入札
- (4) 初度の最低入札価格(第15条第2項又は第3項の規定により落札者とされなかった者に係る最低入札価格は除く。)を上回った入札

(再度入札等の入札保証金)

第17条 前2条の規定により再度入札又は再々度入札をする場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)をもって再度入札又は再々度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者又は当該入札に立ち合わずにくじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第19条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときにはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第20条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）を作成し、記名押印のうえ、設計図書を添えて提出しなければならない。ただし、市において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、知多市電子契約実施要領第2条に規定する電子契約を締結する場合（以下電子契約に係る用語の意義は同条の定義によるものとする。）は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内に、市が電子契約サービスにアップロードした電子契約書に電子署名を付与しなければならない。

- 3 落札者が、前2項の期間内に契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書）等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがある。

(契約書の作成の省略)

第21条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ指名通知書において指示する。

(契約の確定)

第22条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したとき、又は電子契約書に電子署名を付与したとき、請書による場合にあっては、落札者が請書に記名押印したときに確定する。

(入札保証金等の還付等)

第23条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本

条及び第 25 条において同じ。) は、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合にあっては、当該担保の提供後）還付する。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあっては、契約を締結したとき又は請書を提出したとき入札保証金を還付する。

3 入札保証金の還付を受ける場合には、領収証書等を出納員に提出するものとする。

4 第 1 項ただし書の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（入札保証金に対する利息）

第 24 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

（入札保証金の没収）

第 25 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（違約金の納付）

第 26 条 入札保証金の納付の免除を受けた者が落札者となった場合において、当該落札者の責に帰すべき事由により、契約を締結できないときは、当該落札者は、違約金としてその見積る契約金額の 100 分の 5 の額を市の発行する納付書により納付しなければならない。ただし、第 5 条第 1 号の規定に該当する場合は、この限りでない。

（議会の議決を経なければならない契約）

第 27 条 工事又は製造の請負で、知多市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 45 年知多市条例第 41 号）の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、知多市議会の議決を経たうえ、契約を確定する。

（優先順位）

第 28 条 あいち電子調達共同システム（CALS／EC）又はあいち電子調達共

同システム（物品等）を利用した入札を行う場合の取扱いは、知多市建設工事等電子入札実施要領又は知多市物品等電子調達試行要領の規定を優先するものとする。

第1号様式（第10条関係）その1

入 札 書

年 月 日

知 多 市 長 様

入札者 住 所

氏 名

印

〔 名称及び
代表者氏名 〕

知多市建設工事関係等入札者心得書承諾のうえ、下記のとおり、入札します。

記

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記工事の請負金（下記委託業務の受託料）

1 工 事 名
(委託業務名)

2 路線等の名称

3 工 事 場 所
(委託場所)

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。
3 訂正又は抹消した箇所には、押印のこと。
4 金額の数字はアラビア数字を用い、頭に「金」を記入のこと。

備考 物件の買入契約にあつては、「ただし、下記工事の請負金」を「ただし、下記物件の供給代金」に、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

第1号様式（第10条関係）その2（封筒様式）

（表）

知 多 市 長 様
工 事 名 （委託業務名）
路線等の名称
工 事 場 所 （委託場所）
入 札 書 在 中

備考 物件の買入契約にあつては、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。

（裏）

入札者 住 所
氏 名 〔 名 称 〕 及 び 代表者氏名

第2号様式（第10条の2関係）

入 札 辞 退 届

年 月 日

知 多 市 長 様

入札者 住 所
氏 名
〔 名称及び
代表者氏名 〕

印

下記工事について指名等の通知を受けましたが、入札を辞退します。

記

- 1 工 事 名
(委託業務名) _____
- 2 路線等の名称 _____
- 3 工 事 場 所
(委託場所) _____
- 4 辞退理由

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。
2 路線等の名称は、必要がないときは記入しないこと。

備考 物件の買入契約にあつては、「工事名」を「物件名」に、「工事場所」を「納入場所」にそれぞれ改めて使用すること。